

対象
介護保険 3 施設や
ショートステイの
利用者

減額基準が厳しくなります 低所得者の食費・部屋代

介護保険 3 施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用するとき、食費・部屋代は「介護保険負担限度額認定証」を施設に提示することで安く利用することができますが、在宅で暮らす人や保険料を負担する人との公平性をさらに高めるため、申請のときの判定基準が 2 つ追加されます。

新しい判定基準

- ①配偶者（世帯分離した配偶者、内縁関係含む）の有無を確認させていただき、その配偶者が住民税課税の場合は、負担軽減の対象外となります。
 - ②預貯金等を申告（預金通帳の写しや有価証券残高の写しを提出）いただき、預貯金等の金額が、単身者で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以上ある場合は、負担軽減の対象外となります。
- ※「預貯金等」には、普通・定期預金のほか、株式・国債・社債・地方債などの有価証券、金・銀など貴金属、投資信託など、口座残高によって時価評価額が把握できるものが含まれます。

通帳の写しなどをご準備ください

申請のときに、通帳の写しなどが必要になりますので、ご注意ください。
※現在お持ちの限度額認定証は、今年の 7 月 31 日まで有効です。

不正に負担軽減の認定を受けた場合

不正受給が判明した場合、加算金の納付を求める場合があります。



その他の制度改正について

居住費の基準となる額が変更になります

特別養護老人ホームに入所する人、ショートステイを利用する人で、相部屋（多床室）を利用しており、食費・部屋代の負担軽減を受けていない人について、平成 27 年 8 月から、居住費の基準となる額が、1 日あたり 370 円から 840 円に変更となります。

特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護 3 以上の人に

平成 27 年 4 月から、特別養護老人ホームに入所できる人は、原則として要介護 3 以上の人となりました。これにともない、要介護 1・2 の人が入所の申込をされる場合は、自宅での生活が困難である特別な事情を申込書に記載する必要があります。詳しくは施設にお尋ねください。



介護保険のお問い合わせは…
☎ 市健康課介護保険係
☎ 85 - 5522

対象
要介護認定を
受けている人

一定以上の所得がある人は、 介護サービスの利用負担が 2 割に

介護サービスを利用する場合は、これまで所得にかかわらず一律に 1 割負担としていましたが、8 月以降のサービス利用から、一定以上の所得がある人は 2 割負担になります。負担割合を記載した「負担割合証」を、1 割負担・2 割負担に関わらず要介護認定者全員に郵送しますので、8 月以降は必ずサービス事業者に提示してください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
氏名	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	道 月 期 間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び住所	

負担割合証イメージ

2 割負担になる人とは？

65 歳以上で、本人の合計所得金額が 160 万円以上の人。
※合計所得金額（注 1）が 160 万円以上であっても、年金収入・その他の合計所得金額（注 2）が、世帯内高齢者 1 人の場合 280 万円未満、2 人以上の場合は 346 万円未満であれば、1 割負担となります。
※負担割合証を提示しなかった場合、後日差額を返還していただく場合があります。

（注 1）「合計所得金額」とは、前年の収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。
（注 2）「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
（注 3）「課税所得」とは、前年の収入から公的年金控除、給与所得控除、必要経費等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。

対象
高額介護サービス費の
払戻しを受ける人

現役並みの高所得の人は、 払い戻しの基準上限額が引き上げられます

介護サービスの利用者負担月額が、月々の基準上限額を超えたときは、超えた分があとで払い戻されます。この「高額介護サービス費支給制度」について、現役並み所得相当の基準が新設されます。

新しい基準上限額

同一世帯内に課税所得（注 3）145 万円以上の 65 歳以上の人がいる場合…
基準月額 37,200 円 → **44,400 円**
※今年 8 月サービス利用の払戻し分から
※医療保険の高額療養費と同じ基準

課税所得が 145 万円以上であっても、前年の収入が、世帯内高齢者 1 人の場合 383 万円未満、2 人以上の場合 520 万円未満であれば、引き上げになりません。該当する人にはお知らせしますので、申請書をご返送ください。